

# 一般社団法人 上伊那歯科医師会 定款

## 第 1 章 総 則 (名称と事務所)

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人上伊那歯科医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を長野県伊那市に置く。

(区 域)

第 3 条 本会は、伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡を区域とする。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、歯科医学及び歯科医療に携わる公益団体として、医道の高揚、歯科医学の進歩発展並びに公衆衛生及び歯科保健の普及向上を図り、もって地域住民の健康と福祉を増進するとともに、会員の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事業
- (2) 歯科医学及び歯科医療の進歩発展に関する事業
- (3) 社会保障制度における地域住民の歯科医療の確立に関する事業
- (4) 保険医療の調査、研究及び指導に関する事業
- (5) 公衆衛生及び歯科保健の研究と地域住民への普及啓発に関する事業
- (6) 学校歯科保健に関する事業
- (7) 会員の福祉及び歯科医業の向上に関する事業
- (8) 歯科医学教育の研究と整備に関する事業
- (9) 歯科医師の研修に関する事業
- (10) 歯科医療補助者育成に関する事業
- (11) 歯科資材の研究に関する事業
- (12) 地域住民及び会員への広報活動に関する事業
- (13) 会誌会報その他印刷物発行に関する事業
- (14) 医療安全に関する事業
- (15) 他地区歯科医師会及び他の団体との協力に関する事業
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項各号の事業を実施するために必要な事項は理事会において別に定める。
- 3 第1項各号の事業は、伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡内において行うものとする。

### **第 3 章 会 員**

#### **(会 員)**

**第 6 条** 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 日本で歯科医師の免許を受けた者で、本会の事業に賛同して入会した個人
  - (2) 準 会 員 前項に掲げる者を除き、本会の事業に賛同して入会した個人
  - (3) 名誉会員 歯科医学医術の研究発達指導に功労のあった者で、総会の承認を得たもの
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### **(会員の資格の取得)**

**第 7 条** 第6条の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の手続きは、定款施行規則により定める。
- 3 本会は、第1項の諾否を決めたときは、その旨を書面をもって当該入会の申込みをした者に通知する。

#### **(会員の義務)**

**第 8 条** 会員は、総会の決定事項に服する義務を有する。

- 2 会員は、本会の行う事業、行事、学会等に協力する義務を負う。

#### **(経費の負担)**

**第 9 条** 会員は、本会所定の会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。

- 2 会費及び負担金等の額若しくは負担率は、総会において決める。

#### **(任意退会)**

**第 10 条** 会員が本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を本会へ提出することにより任意に退会することができる。

- 2 退会しても支払った会費及び負担金の返還を受けることはできない。

#### **(会費等の未納に伴う会員資格喪失)**

**第 11 条** 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金を支払わないときは催告し、なお支払わないときはその資格を喪失する。

- 2 前項により会員資格喪失したものが6か月以内にその未払金を支払ったときは理事会の承認を得て会員の資格を復するものとする。
- 3 本条の会員資格喪失については、本人にその旨通知する。

#### (戒告及び除名)

**第 12 条** 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、戒告又は除名することができる。

- (1) 歯科医師としての職務を汚したとき。
- (2) 本会の体面を汚したとき。
- (3) 本会の綱紀を乱したとき。
- (4) 会員たる義務を怠ったとき。

2 前項の規定による会員の戒告は、裁定審議会の決議を経て、理事会の決議をもって行う。

3 第 1 項の規定による会員の除名は、裁定審議会及び理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。この場合においては、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

4 本会から除名された者は、5 年を経過した後、定款施行規則に従い、理事会の決議を経て、総会の決議をもって再入会することができる。

#### (会員資格喪失)

**第 13 条** 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び前条第 3 項の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 当該会員が死亡したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

#### (終身会員)

**第 14 条** 本会の正会員として通算 25 年を経過し満 70 才を超えた者は、敬意を表するため、これを終身会員とする。

2 前項に関する殊遇は別に定める。

## 第 4 章 会計及び財産

#### (事業年度)

**第 15 条** 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

**第 16 条** 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

**第 17 条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監

事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### （剰余金の処分制限）

**第18条** 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第5章 役員及びその他の機関

#### （役員の設定）

**第19条** 本会に、次の役員を置く。

理事 10名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とし、1名を専務理事とし、1名を常務理事とし、6名以内を業務担当理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### （役員を選任）

**第20条** 理事及び監事は、選挙規則により総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### （理事の職務及び権限）

**第21条** 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故があるとき、又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 業務担当理事は、常務理事を補佐し、常務理事に事故があるとき、又は常務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

#### (監事の職務及び権限)

- 第 22 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

#### (役員任期)

- 第 23 条** 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 役員は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第 24 条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### (役員報酬)

- 第 25 条** 役員には、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給規則に従って算定した額を総会の決議を経て支給することができる。

#### (顧問)

- 第 26 条** 本会に、任意の機関として若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の決議を経て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応え、本会の会議に出席して意見を述べるができる。ただし決議に加わることはできない。
  - 4 顧問の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

## 第 6 章 会 議

### 第 1 節 総 会

#### (構成)

- 第 27 条** 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

### (開 催)

**第 28 条** 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後 3 か月以内に毎年 1 回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

### (招 集)

**第 29 条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の開催日の 10 日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知を発しなければならない。ただし緊急の場合は、開催日の 1 週間前までに短縮することができる。

4 総会の告知の方法は文書によるものとする。

### (権 限)

**第 30 条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (議長及び副議長)

**第 31 条** 総会の議長及び副議長の選出については、選挙規則により定める。

### (議 決 権)

**第 32 条** 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

### (決 議)

**第 33 条** 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

第34条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### (報告)

第35条 会長は、総会で選挙又は決議した事項を会員に知らせなければならない。

### 第2節 理事会

#### (理事会)

第36条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で決めた順位に従い、会長以外の理事が理事会を招集する。

#### (権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務担当理事の選定及び解職

- 2 前項第3号の会長の選定に当たっては、総会に付議した上で、その決議を参考にすることができる。

#### (決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件

を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 3 節 常務理事会

(常務理事会)

- 第 41 条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって組織する。
- 2 常務理事会の必要な事項は、定款施行規則で定める。

第 4 節 委員会

(委員会)

- 第 42 条 本会に、委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、委員をもって組織する。
- 3 委員会の種類、構成、任務その他必要な事項は、定款施行規則で定める。

第 7 章 裁定審議会及び選挙管理会

(裁定審議会)

- 第 43 条 本会に、裁定審議会を置く。
- 2 裁定審議会は、裁定審議委員をもって組織する。
- 3 裁定審議会の構成、任務その他必要な事項は、定款施行規則で定める。

(選挙管理会)

- 第 44 条 本会に、選挙管理会を置く。
- 2 選挙管理会は、選挙管理委員をもって組織する。
- 3 選挙管理会の構成、任務その他必要な事柄は、選挙規則で定める。

第 8 章 部及び事務局

(部)

- 第 45 条 本会に、事業及び事務を行うために部を置く。
- 2 部の構成、任務その他必要な事項は、定款施行規則で定める。

(事務局)

- 第 46 条 本会に、事務局を置く。
- 2 事務局の構成、任務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。



## 第 9 章 関係団体

(関係団体)

第 47 条 本会は、第 4 条の目的を達成するために関係団体の育成及び協力を行うものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 49 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事である会長は、窪村 満とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 15 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。